



## 特定商取引に関する法律違反の事業者に対して、行政処分 (業務停止命令3か月、指示)を行いました。

県は、男女を問わず結婚を希望する者に対して異性の紹介を行う、いわゆる結婚相手紹介サービスの役務について訪問販売及び特定継続的役務提供を行っていた「ヴィーナスこと堀明之」に対して、特定商取引に関する法律(以下「特定商取引法」という。)に基づく行政処分(業務停止命令3か月、指示)を行いました。

### 1 事業者の概要

- (1) 名称：ヴィーナスこと堀明之(以下、「事業者」という。)
- (2) 代表者：堀明之(ほりあきかず)
- (3) 所在地：長野県下伊那郡松川町元大島3208番地33
- (4) 取引類型：訪問販売、特定継続的役務提供
- (5) 取扱役務：結婚相手紹介サービス

### 2 行政処分の概要

別紙のとおり

### 3 今後の対応・その他

本命令及び指示に従わない場合は、特定商取引法の規定に基づき、刑罰を科せられることがあります。

あわせて長野県消費生活条例の規定に基づき、不当な取引行為を行わないように勧告をしました。

平成29年11月、当県において、当該事業者に対し、行政指導を行っています。

＼国内最大級の花と緑のイベント 信州初開催／



第36回全国都市緑化信州フェア

信州花フェスタ2019

～北アルプスの贈りもの～

2019年4月25日(木) - 6月16日(日)

メイン会場 長野県松本平広域公園

サブ会場 国営アルプスあづみの公園(堀金・穂高地区/大町・松川地区)

長野県烏川溪谷緑地

県民文化部 暮らし安全・消費生活課  
企画指導係

(課長) 古川 浩 (担当) 那須野 信介

電話 026-223-6770 (直通)

FAX 026-223-6771

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

## ヴィーナスこと堀明之に対する行政処分（業務停止命令3か月、指示）の概要

## 1 事業者の概要

- (1) 名称：ヴィーナスこと堀明之（以下、「事業者」という。）
- (2) 代表者：堀明之（ほりあきかず）
- (3) 所在地：長野県下伊那郡松川町元大島 3208 番地 33
- (4) 取引類型：訪問販売、特定継続的役務提供
- (5) 取扱役務：結婚相手紹介サービス

## 2 取引の概要

事業者は、消費者宅を訪問し、男女を問わず結婚を希望する者に対して異性の紹介を行う、いわゆる結婚相手紹介サービスに係る役務提供契約（以下、「本件役務提供契約」という。）を締結する訪問販売を行っていた。

なお、本件役務提供契約の内、2月を超える期間にわたって提供することを約し、相手方がこれに応じて5万円を超える金銭を支払うことを約する契約（以下、「本件特定継続的役務提供契約」という。）については、特定継続的役務提供にも該当する。

## 3 行政処分の内容

## (1) 業務停止命令

## ア 訪問販売

平成31年3月9日から平成31年6月8日までの間、訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (ア) 訪問販売に係る役務提供契約の締結について勧誘すること
- (イ) 訪問販売に係る役務提供契約の申込みを受けること
- (ウ) 訪問販売に係る役務提供契約を締結すること

## イ 特定継続的役務提供

平成31年3月9日から平成31年6月8日までの間、特定継続的役務提供に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- (ア) 特定継続的役務提供に係る特定継続的役務提供契約の締結について勧誘すること
- (イ) 特定継続的役務提供に係る特定継続的役務提供契約の申込みを受けること
- (ウ) 特定継続的役務提供に係る特定継続的役務提供契約を締結すること

## (2) 指示

## ア 訪問販売

(ア) 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律による改正前の特定商取引に関する法律（以下、「旧法」という。）第5条第1項及び特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）第5条第1項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）並びに旧法第7条第2号及び特定商取引法第7条第1項第2号に掲げる行為（重要事項不告知）を行っていた。

かかる行為は、旧法及び特定商取引法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年4月8日までに、長野県知事まで文書にて報告すること。

- (イ) 前記違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体

制を構築し、当該再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、長野県知事まで文書にて報告すること。

イ 特定継続的役務提供

(ア) 事業者は、旧法第42条第1項及び特定商取引法第42条第1項に規定する概要書面の交付義務に違反する行為並びに旧法第42条第2項及び特定商取引法第42条第2項に規定する書面交付義務に違反する行為（記載不備）を行っていた。

かかる行為は、旧法及び特定商取引法の禁止するところであることから、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、平成31年4月8日までに、長野県知事まで文書にて報告すること。

(イ) 前記違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び社内コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、長野県知事まで文書にて報告すること。

4 処分の原因となる事実

(1) 訪問販売

事業者は、以下のとおり、旧法及び特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

ア 書面交付義務違反（旧法第5条第1項、特定商取引法第5条第1項）

事業者は、消費者宅において、消費者と本件役務提供契約を締結した際、本件役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には次の（ア）、（イ）の事項が記載されていなかった。

(ア) 特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令による改正前の特定商取引に関する法律施行規則（以下、「旧施行規則」という。）第5条第2項及び特定商取引に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）第5条第2項に規定する赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」

(イ) 旧施行規則第6条第1項第3号及び同条第6項並びに施行規則第6条第1項第3号及び同条第6項に規定する赤枠の中に赤字で記載すべき「役務提供契約の申込みの撤回又は役務提供契約の解除に関する事項」

イ 判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項についての故意による事実不告知（旧法第7条第2号、特定商取引法第7条第1項第2号）

事業者は、本件役務提供契約の締結について勧誘するに際し、実際には、結婚を希望する者に対して紹介をする異性が、既婚者や退会者等であって、そもそも見合相手として紹介をすることができない者と認識しながら、その者らの身上書を消費者に差し出し、「こういう人がおるで、息子さんにどうですか。」「この人はどうですか。」等と告げるだけで、本件役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な見合相手の情報について、故意に事実を告げていなかった。

(2) 特定継続的役務提供

事業者は、以下のとおり、旧法及び特定商取引法に違反する行為を行っており、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

ア 概要書面の不交付（旧法第 42 条第 1 項、特定商取引法第 42 条第 1 項）

事業者は、本件特定継続的役務提供契約を締結しようとするとき、本件特定継続的役務提供契約を締結するまでに、本件特定継続的役務提供契約の概要について記載した書面を交付しなかった。

イ 書面交付義務違反（旧法第 42 条第 2 項、特定商取引法第 42 条第 2 項）

事業者は、本件特定継続的役務提供契約を締結した際、本件特定継続的役務提供契約の内容を明らかにする書面を交付していたが、当該書面には次の（ア）から（ウ）までの事項が記載されていなかった。

（ア）旧施行規則第 34 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項に規定する赤枠の中に赤字で記載すべき旧法第 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項並びに施行規則第 34 条第 1 項第 2 号及び同条第 3 項に規定する赤枠の中に赤字で記載すべき特定商取引法第 48 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供の解除に関する事項（旧法第 42 条第 2 項第 5 号及び特定商取引法第 42 条第 2 項第 5 号）

（イ）旧施行規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する旧法第 49 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項並びに施行規則第 34 条第 1 項第 3 号に規定する特定商取引法第 49 条第 1 項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（旧法第 42 条第 2 項第 6 号及び特定商取引法第 42 条第 2 項第 6 号）

（ウ）旧施行規則第 34 条第 4 項及び施行規則第 34 条第 4 項に規定する赤枠の中に赤字で記載すべき「書面の内容を十分に読むべき旨」

5 長野県内の消費生活相談窓口で受け付けた事業者にかかる相談件数

年 度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
件 数	0 件	3 件	2 件	2 件	1 件

※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）による。

30 年度分は 2 月末時点の件数

6 取引事例

（事例 1）

平成 25 年 9 月頃、消費者 A 宅を、営業員が訪問して来た。

A は、営業員から、女性の身上書を見せられ、「息子さんの結婚相手を紹介する。」「こういう人がおるで、息子さんにどうですか。」等と見合の勧誘を受けた。

A は、親として息子の結婚について、何時になったら嫁さんが見つかるのやらと悩んでおり、良縁があればそれに越したことはないと考えて、「息子にお嫁さんを紹介してください。宜しく願います。」と返事をしたところ、営業員から、「お見合料として 1 万円いただきます。お見合ができなかった場合、見合料は返金します。」等と言うので、その場で、1 万円を支払い、領収証を貰った。

A は、この契約をする時、契約書面等の交付は受けていないし、契約書面を記載していない。

その後、営業員が A 宅に見合相手の身上書を持って来ては、「この人とのお見合はどうか。見合料 1 万円をお願いします。見合ができなかった場合は、見合料はお返しします。」

等と勧誘を受け、その都度見合料1万円を支払い、領収証をもらったが、1件も見合にはならなかった。

そのため、Aは、見合にならなかった見合料の返金を求めた。

Aは、事業者から見合相手として紹介をされた者の中に、そもそも見合の承諾をしていない者が含まれていたことは知らなかった。

また、平成20年9月頃、Aの亡夫が当該事業者と契約費用〇万円、見合料初回1万円、2回目以降6千円で契約を締結しているが、Aはその事実を知らなかった。

## (事例2)

平成26年8月頃、消費者B宅を、営業員が訪問して来た。

Bは、以前この事業者と結婚相手紹介サービスの契約を結んでいたが、4、5年程、見合の紹介が途切れていたこともあり、契約のことはすっかり忘れていた。

Bは、営業員から、「結婚相手を紹介する。」と勧誘され、40歳を過ぎても独身の息子に一刻も早く結婚して欲しいと考え、また、見合相手を紹介してもらうことにした。

営業員は、「しばらく間があいてしまったので悪いが今回は再募集と言うことで。」と言ってきたので、Bが、「前の時のお見合料を返してもらってない。」と文句を言ったところ、営業員から、「今回は悪いが紹介料、初回見合料と合わせて〇万円を支払ってほしい。その替わり、次回からはお見合料はとらないから。」と言われ、Bは、〇万円を支払って契約することとした。

その後、営業員は、年に数回、「この人はどうですか。」と言って、見合相手の書類を1枚か2枚持って来ては、次回からは見合料は無料と言っているが、毎回見合料を持っていったが、見合になったのは1件だけだった。

Bは、事業者から見合相手として紹介をされた者の中に、結婚をしている者が含まれていたことは知らなかった。

## (事例3)

平成21年5月頃、消費者C宅を、営業員が訪問して来た。

CやCの両親は、営業員から、「ヴィーナスという結婚紹介所をしている。お宅には男の子がいると聞いてきた。紹介する話どうですか。」等と結婚相手紹介サービスの契約の勧誘を受け、Cが、契約費用〇万円、見合料初回のみ1万円、2回目以降不要という契約を結んだ。

その後、営業員は、年に数回、C宅を訪問し、Cの母親である消費者Dに対し、見合相手の身上書を差し出し、「この身上書のこの人はどうか。行き会う段取りしますよ。お見合料は1人1万円お願いします。」と言っては、毎回見合料1万円を取っていったが、見合になったのは1件だけだった。

CやDは、事業者から見合相手として紹介された者の中に、結婚をしている者等が含まれていることは知らなかった。

Cは、営業員から契約条件の変更について知らされておらず、Dも、営業員から特にそういった説明はなく言われるがまま毎回見合料を支払っていた。